

## 内部通報規程

(目的)

第1条 本規程は、宮地エンジニアリンググループ株式会社（以下、「当社」と言う。）および各事業子会社における独占禁止法等の法令に違反する不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令を誠実に遵守する公正な経営を実践することを目的とする

(窓口の設置)

第2条 通報を受け付ける窓口として、社内窓口を当社「総務・人事部」に、社外窓口を「法律事務所」に設置するとともに、各事業子会社の内部監査部門にも社内窓口を設置する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者)

第4条 通報窓口利用者は当社および各事業子会社の労働者等（労働者、退職から1年以内の退職者、役員。）とする。なお、執行役員にも準用する。

(事実関係の調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は、総務・人事部長または総務・人事部長が指名した者（以下、「内部通報調査者」と言う。）および事業子会社の内部監査部門が行う。

2 内部通報調査者および事業子会社の内部監査部門は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(社長への報告及び是正措置等)

第6条 内部通報調査者および事業子会社の内部監査部門は、事実関係の調査の結果、独占禁止法等の法令違反行為が行われていることを確認したときは、監査室長を経て監査等委員会およびコンプライアンス・リスク管理委員会（委員長：社長）に報告しなければならない。

2 社長は、当該報告を受けた後、独占禁止法等の法令違反行為の中止命令をするとともに是正措置および再発防止措置を講じるように指示しなければならない。

3 社長は、是正措置および再発防止措置の結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しなければならない。

(処分)

第7条 当社および各事業子会社は、独占禁止法等の法令違反行為を行った従業員を社内処分に付する。ただし、当該違反行為に関与していた者が通報を行ったときは、当該従業員の処分を軽減することができる。

2 処分の内容は、態様、情状等を総合的に勘案して決定する。

(通報者の保護)

第8条 当社および各事業子会社は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 当社および各事業子会社は、通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように適切な処置をとらなければならない。

3 当社および各事業子会社は、通報者に対して、通報したことを理由として、他の従業員（通報者の上司、同僚等を含む。）が不利益取扱いや嫌がらせ等の報復行為を行ったときは、当該行為者に対して社内処分を課することができる。

(個人情報保護)

第9条 本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。当社および各事業子会社は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、社内処分を課することができる。

(通知)

第10条 当社および各事業子会社は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(通報者の責務)

第11条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。当社および各事業子会社は、そのような通報を行った者に対し、社内処分を課することができる。

(所管)

第12条 本規程の所管は総務・人事部とする。

(改廃等)

第13条 規程の改廃は、取締役会が決定する。

附則

- |   |                  |      |
|---|------------------|------|
| 1 | 平成 18 年 5 月 1 日  | 制定   |
| 2 | 平成 23 年 6 月 20 日 | 一部改定 |
| 3 | 令和 3 年 6 月 25 日  | 一部改定 |
| 4 | 令和 5 年 2 月 1 日   | 一部改定 |